

「ビジネスと人権」に関する行動計画の改定

～改定の経緯・趣旨と企業への期待～

外務省 総合外交政策局 人権人道課 主査

豊原 智恵 氏

■国連指導原則と政府のこれまでの取組

2011 年、国連人権理事会は「ビジネスと人権に関する指導原則」を全会一致で支持した。同原則はジョン・ラギー教授（国連事務総長特別代表）が策定し、「人権を保護する国家の義務」「人権を尊重する企業の責任」「救済へのアクセス」の三本柱で構成される。法的拘束力はないが、各国はこれにもとづき国別行動計画やガイドラインを策定している。企業の責任の中核となる人権デュー・ディリジェンス（人権 DD）は、サプライチェーン上の負の影響を特定・評価し、防止・軽減策を講じ、その効果を評価したうえで、取組を公表・説明する一連のプロセスを継続的に繰り返すものである。

日本政府は 2016 年に行動計画の策定を決定し、2020 年 10 月に初の行動計画を策定した。その目的は、社会全体の人権保護・促進、政策の一貫性確保、日本企業の国際競争力および持続可能性の確保・向上ならびに SDGs 達成への貢献である。2022 年には「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を公表し、2023 年には公共調達における人権配慮に関する政府方針を決定した。また、国内外で企業向け研修や個別ガイダンスを実施し、UNDP（国際連合開発計画）を通じて日本企業進出先国における取組も支援してきた。

■行動計画改定の背景とポイント

2020 年の行動計画策定後、大企業を中心に取組は進展した。2023 年の経団連調査では、国連指導原則にもとづく取組を進めている企業は 76%、従業員 5,000 人以上の企業では 95%であった。一方、従業員 499 人以下の企業の多くは「取組に着手できていない」「内容を理解していない」と回答しており、欧州を中心とした規制強化、国内外の人権リスクへの関心の高まりと合わせ、中小企業や地方への取組拡大の必要性などが課題として明らかになった。

行動計画のもとでは、日本政府と金融界を含む民間のステークホルダーとの対話の場として円卓会議・作業部会が開催され、実施状況の確認が行われてきた。行動計画が2025年度末に期限を迎えることから、2024年より改定作業が本格化し、2024年3月のステークホルダー報告書、円卓会議・作業部会での議論、パブリックコメントを踏まえ、2025年12月に改定版行動計画が策定された。

改定版は、国連指導原則の3つの柱（国家の義務、企業の責任、救済へのアクセス）を前提に、従来の四つの目的を維持しつつ、関係府省庁の施策を横断的に捉え直し、日本が取り組むべき八つの優先分野を特定した。テーマ別人権課題として AI・テクノロジーと人権、環境と人権を盛り込み、企業の人権尊重の実効性を高める政府施策を拡充した。中小企業を含む企業への情報・助言・支援の提供、教育・研修、相談体制の拡充、先行事例の共有に加え、人権 DD のサイクルを構成する情報開示の重要性を明確にした。

■企業および銀行業界への期待

改定版行動計画は、規模や業種を問わず、すべての日本企業が国際的に認められた人権を尊重し、最大限取り組むことを期待している。具体的には、①人権方針の策定・公表、②人権 DD の実施、③自社が負の影響を引き起こし、または助長している場合の防止・軽減措置および救済である。人権尊重は、評判、訴訟、取引先評価等の経営リスクを抑制するだけでなく、企業イメージ、ビジネス機会、企業価値の向上にもつながり得る。

銀行業界では、投融資判断に人権 DD の結果をどう反映するか、自社のサプライチェーンにおける人権リスクにどう対応するかに関係してくる。例えば、金融商品の販売を代理店に委託する場合には、代理店の労働環境や顧客への差別的取扱いも検討対象となる。デスクトップ調査、ヒアリング、アンケート等によりリスクの深刻度と発生可能性を把握し、重点領域を定め、調達方針やサプライヤーへの要請、研修等を実施する。その効果を評価し、ステークホルダーに説明するという取組を循環し深める必要がある。すべてを新規に構築するのではなく、既存の取組みを見える化し、できるところから充実させることが第一歩となる。改定版行動計画に加え、政府のガイドラインや参考資料も活用いただきたい。